仕 様 書

1 名称

札幌市固定資産税地理情報システム用VPN装置借受

2 本調達の目的

札幌市固定資産税地理情報システム(以下「本システム」という。)で使用しているVPN装置等のサポート対応期間が令和3年1月31日で終了となるため、VPN装置を更新し、本システムの稼動環境を整備することを目的とする。

3 調達物品名及び数量

下記①とする。

| | 品名 | メーカー名 | 数量 | 備考 |
|----|---|------------------|----|----|
| 1) | ・Juniper Networks SRX300 型番:SRX300、SRX300-JSB | Juniper Networks | 7 | |
| | ・SRX300 ラックマウントキット 型番:SRX300-RMK0 | Juniper Networks | 7 | |
| | ・サポートライセンス SRX300 機器本体用 5年分 | Juniper Networks | 7 | |
| | ・サポートライセンス SRX300 JSBソフトウェア用 5年分 | Juniper Networks | 7 | |

4 借入場所

(1) 札幌市役所本庁舎 1式 (札幌市中央区北1条西2丁目 14階 電話機械室)

(2) 中央市税事務所 1式 (札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館 4階)

(3) 北部市税事務所 1式 (札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階)

(4) 東部市税事務所 1式 (札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎 1階)

(5) 南部市税事務所 1式
(札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 4階)
(6) 西部市税事務所 1式
(札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階)

(7) 札幌市役所菊水分庁舎 1式 (札幌市白石区菊水1条3丁目1-5)

5 リース期間

令和2年11月1日~令和7年10月31日(60か月)

6 納入期限

令和2年10月31日

7 納入場所

札幌市財政局税政部固定資産税課 担当:大井 電話 011-211-2228

8 特記事項

- (1)調達物品に対する各種設定作業は、本市が別に定めるシステム保守業務委託企業が実施する予定である。 調達物品の動作が不調な場合、その原因が調達物品の瑕疵ではないことについて、完全な説明を行うこと。
- (2)調達物品に対する各種設定作業において発生する設定内容(config)や、機器仕様に対する問い合わせに対し、 速やかな回答を行うこと。
- (3)調達機器の技術的要件については、本システムの応答性能が十分確保できることを前提に決定しているが、 万が一、機器更新前に比べて、本システムの応答性能が低下した場合には、本市が別に定めるシステム保守業務 委託企業の原因究明作業に立会い、その原因が調達物品の瑕疵でないことをについて、完全な説明を行うこと。

9 障害時対応

- (1)調達物品により本システムに影響を及ぼすことのないように障害時の体制を整備すること。
- (2)保証期間中において、調達物品により障害等が発生した場合には、復旧のため2時間以内に技術員を現場に派遣し対応すること。ただし、交通障害等客観的に不可能と判断された場合は除く。なお、この障害等への対応には、調達物品及び調達物品の調整に直接起因する障害であるか否かの原因究明も含まれる。
- (3)保証期間中において、(1)に係わらず調達物品を含む本システムの不具合が発生した場合には、本システムのシステム保守業務委託企業と共同し、障害の切り分け作業に協力(無償)すること。

- (4)保証期間中においては、開庁日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律「昭和23年法律第178号」に規定する 休日及び12月29日~翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時45分から午後5時15分までの間、 障害時の体制が確立されていること。ただし、緊急に対応が必要な障害の場合はこの限りではない。
- (5)上記(1)~(4)までの作業終了後、速やかに書面による作業報告を作成し、その都度本市に提出すること。

10 その他

- (1)借受期間満了後における借入物品の処分について、本市と協議すること。
- (2)本書及び本市が別途指示する内容に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定められていない事項については、必ず本市と協議するものとする。